

令和3年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和2年5月21日

1. 基本的な考え方

国立大学法人等は、創造性豊かな人材の養成、独創的・先端的な学術研究の推進、地方創生、地域活性化の推進、高度先端医療の提供等のための拠点として重要な役割を果たしており、その施設は、これらの活動の基盤を成すものである。

しかしながら、国立大学法人等施設は、老朽化により安全面、機能面に課題が生じていると同時に、交付事業財源が減少する状況の中で、老朽化の進行や保有面積の増加による維持管理経費の確保など、経営面においても大きな課題が生じている。

昨年より、次期国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3～7年度）の策定に向けて、今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議において検討が行われている。協力者会議における検討においては、国立大学等の使命と役割、施設整備の現状と課題等を整理した上で、国立大学等が社会から「共創」の拠点となることが期待されていること、そして、その役割を果たすために、①キャンパス全体を構成する様々な空間が有機的に連携し、ソフト・ハードが一体的に展開される「イノベーション・コモンズ」の実現を目指すこと、②「活動」の方向性と施設整備を一体として検討すること、③地域・産業界との連携協力をさらに推進していくこと等がポイントとなっている。

令和3年度の国立大学法人等の施設整備については、次期計画策定に向けた検討が進められている現状に鑑み、引き続き第4次5か年計画に示された三つの重点整備及びその整備のための推進方策を踏まえた整備を基本としつつも、協力者会議における検討のポイントを取り入れて、以下のとおり推進する。

推進に当たっては、政府の大学改革や研究力向上に関する動向、現在策定が進んでいる「成長戦略フォローアップ」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「第6期科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」をはじめとした政策の動向、また「国土強靱化基本計画」を踏まえた安全性の確保等に留意する。なお、今般の新型コロナウイルス感染症への対応で生じた課題（感染症研究や医療体制の充実、遠隔による教育研究実施等）を踏まえた施設整備にも留意する。

<整備の方向性>

(1) 安全・安心な教育研究環境の基盤の整備

- 耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化改修等を推進
- 老朽化した基幹設備（ライフライン）を計画的に更新

(2) 国立大学等の機能強化等への対応

- 老朽改修等にあわせ、キャンパスのイノベーション・コモンズ（参考参照）化に資する整備を実施

- ・学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、教育研究の高度化・多様化・国際化の観点で実施される教育研究活動の方向性に合致した施設整備
- ・大学の知を活用し地域や社会の課題を解決するための活動など、地域・産業界との共創を推進する活動の視点を重視した施設整備
- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

(3) サステイナブル・キャンパスの形成

- 省エネルギー対策等によるサステイナブル・キャンパスの形成に向けた好循環を構築
- 社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策等の取組を推進

<施設管理運営の方向性>

経営面での課題に対応するためには、維持管理コストの縮減相当を良好な教育研究環境の確保や維持管理に投資するなど、施設管理運営の好循環を目指す。

具体的には、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定、施設の集約化等による保有面積の削減等の総量の最適化や省エネルギー改修を含む老朽化対策による維持管理コストの削減、多様な財源を活用した施設整備に取り組むなど、戦略的な施設マネジメントを推進する。

2. 概算要求事業の評価について

- (1) 国立大学法人等の概算要求事業については、施設整備及び施設マネジメントに関する要求事業ごとの評価並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価を行い、両評価により総合評価を行う。
- (2) また、病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化に資するため、(1)を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を計画的かつ着実に推進する。
- (3) 上記(1)と(2)の具体的な評価方法については、別添に示す。
- (4) PFI事業については、(1)を踏まえた上で、「国立大学法人等におけるPFI事業の考え方」及び「PFI事業評価基準」に基づき、PFIに係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会において、令和3年度概算要求事業の評価結果等に基づき、概算要求段階においては「令和3年度概算要求における事業選定の考え方」、予算編成段階においては「令和3年度予算案における事業選定の考え

方」をそれぞれ決定する。両決定に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

カテゴリーと評価項目

カテゴリー：(1) 安全・基盤、(2) 機能強化
 個別評価項目：1. 安全安心な教育環境基盤の整備、2. 機能強化等への対応、
 3. サステイナブルキャンパスの形成、4. 施設マネジメント
 全体評価項目：1. 多様な財源による整備状況、2. 適正な事業執行、
 3. 施設に係る法令等の遵守

I
個別評価

(1) 安全・基盤

(対象事業)
 ○耐震事業
 ○基幹・環境整備 など注

※カテゴリー(2)に該当する機能強化を図る整備を併せて行う場合は、カテゴリー(2)に該当。
 ※“地域・産業界との共創環境形成促進事業”は本カテゴリーで評価。
 注：カテゴリー(2)に該当しない事業で、例えば、機能強化を図る整備を含まない食堂、体育館等の事業が考えられる。

(2) 機能強化

(対象事業)
 ○教育研究環境の改善
 ○病院の再生整備

※「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」等を示す機能強化に関する考え方や事例を踏まえた整備を行う事業が対象

【4点満点】
1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備
【4点満点】

2. 機能強化等への対応
【4点満点】

3. サステイナブル・キャンパスの形成
【外数】

先導的モデル（徹底した省エネルギー対策の取組等）

【4点満点】
4. 施設マネジメント(事業計画の適正性)
【4点満点】

(Iの満点) (1) 8点×1.5=12点
(2) 12点

II
全体評価

1. 多様な財源による整備状況

【○、×】

2. 適正な事業執行

【○、×】

3. 施設に係る法令等の遵守

【○、×】

IIの1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

総合評価	(1)安全・基盤(主に耐震補強※1、基幹・環境整備等)及び地域・産業界との共創環境形成促進事業 < Iの1,4①及びII > (2)機能強化< Iの全項目及びII > [12点満点]
S評価※2	11点以上
A評価	9点以上
B評価	7点以上
C評価	6点以下

※1 耐震補強に伴って、効率的な事業執行の観点から、当該建物の供用に当たり必要な最低限度の改修(バリアフリー、外部改修のみ)を行う場合を含む。
 ※2 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目(3は除く)の中に×が含まれるときは、全体評価はAとする。

「I 個別評価」の考え方

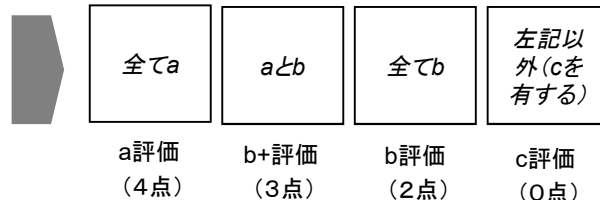
1. 安全安心な教育環境基盤の整備 [a,b,c (3段階評価)]

[評価の視点] 耐震性能、経年状況、事故歴等による(新增築の評価は4と連動)

2. 機能強化等への対応 [a, b+, b, c (4段階評価)]

①必要性 [a,b,c (3段階評価)]

②実績・持続発展性 [a,b,c (3段階評価)]



[評価の視点] →後掲

3. サステイナブルキャンパスの形成(徹底した省エネルギー対策の取組等の先導的モデル) [a,c (2段階評価)]

[評価の視点]

先導的モデル(徹底した省エネルギー対策等)の取組状況
(評価できれば総合評価の満点の外数として1点を加点)

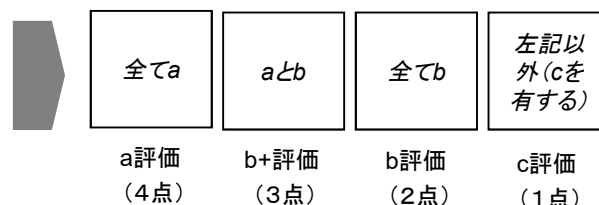
4. 施設マネジメント

事業計画の適正性 [a,b+,b,c (4段階評価)]

- ① 事業規模等
- ② 事業費用

③ 多様な財源の確度、事業目的等
[地域・産業界との共創環境形成促進事業のみ]

[条件を満たさない場合は評価対象外]



[評価の視点]

(4 ①事業規模等)

- 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設/基幹設備を対象としているか。
- (改築の場合、) 取壊し予定の建物が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。
- (増築等の場合、) 狭隘化の状況のみならず、大学経営的な判断、取組(財源見通し)が反映されているか。
- (病院整備の場合、) 再開発整備計画や地域医療ニーズ等を踏まえた事業か。
- 災害時等における医療機能の維持が可能であり、かつ適切な事業か。

(4 ②事業費用)

- 事業規模当たりの費用が過大でないか。
- (外部パブリックスペース整備の場合、) 事業費及び建物本体事業と一体となった際の単価が適正な範囲か。

(4 ③多様な財源の確度、事業目的等)

- 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、建物の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

「 I 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

基本的な考え方

○「①必要性」、「②実績・持続発展性」のそれぞれについて評価

・高く評価できる取組:「a」 ・評価できる取組:「b」 ・低評価の取組:「c」

○上記の評価を行った結果、全体評価を以下の通りとする。

・①②が「ともにa」の場合は全体評価を「a」

・①②が「aとb」の場合は全体評価を「b+」

・「全てb」の場合は全体評価を「b」

・上記以外は全体評価を「c」

※「機能強化」事業のみ作成
 (「安全・基盤」事業、地域・産業界との共創
 環境形成促進事業は作成する必要なし)

① 必要性	<p>施設整備の必要性</p> <p>※ 本事業を要求するに至った貴学が直面する課題、課題を踏まえた施設整備の必要性について、具体的にわかりやすく、明確に記載。その際、以下の点に留意すること。</p> <p><活動等との関係> ー本事業により改善・活性化される教育研究の内容や活動を示しながら説明すること。</p> <p><イノベーション・コモンズとの関係> ー本事業がキャンパスのイノベーション・コモンズ化にとって必要な事業である場合は、コモンズ化構想の全体像と本事業の位置づけを説明すること。</p> <p>※ 建築的工夫、スペースの効率化の工夫や整備内容が具体的にわかるように、平面プランなど参考資料 (A4ポンチ絵1枚) を添付。附属病院については参考資料は添付不要。</p> <p>※ 附属病院については、本事業により各病院の機能・役割がどのように達成されるのか、また、そのための施設整備の必要性について、具体的にわかりやすく、明確に記載。</p> <p>※ 特に新增築の場合は理由がわかるように具体的に記載 (リノベーションでは対応できない理由も含めて記載)。</p> <p>※ 外部パブリックスペースについては、上記に加え、施設と一体的に空間形成を行う必要性や事業効果を具体的に記載。</p>
	<p>本事業の重要性や教育研究内容及び大学改革との関連性など</p> <p>※ 貴学のミッションや経営層の将来ビジョン等に照らして、本事業の重要性を具体的に、わかりやすく、明確に記載する。</p> <p>※ 次期国立大学法人等施設整備計画策定に向けた「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」の検討の方向性に関連する重要性があれば、具体的にわかりやすく、明確に記載。</p> <p>※ 附属病院については、中期目標中期計画、政府の医療政策、新たな医療需要、地域性などを勘案した上で、地域間及び附属病院間ネットワークの中で、個々の附属病院における機能・役割を、①教育、②研究、③診療、④地域貢献・社会貢献、⑤国際化のうち特に重点的に整備する観点について記載。</p>

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

実績	<p>※ <u>本事業を要求する背景や必要性と関連する実績</u>、及び本事業により目指す教育研究活動の実現性を図る上で参考となる実績を記載。各大学等の規模や特徴等を踏まえ、アピールする観点が明確になるように留意。 (例：受賞歴、外部資金の獲得状況、論文、特許、共同研究・受託研究、地方自治体や民間企業等との協定締結や協力事例、イベント開催実績等)</p> <p>※ 附属病院については、病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治験件数などを記載。また、これらの将来予測数があれば併記。</p>
②実績・持続発展性等 持続 発展性	<p>※ <u>中長期的な教育研究活動の継続・発展</u>に向けて実施する取組、当該活動により期待できる中長期的な効果・成果、活動を支える枠組み（個別名称があれば記載すること）や施設整備等による特徴や工夫について具体的にわかりやすく記載。</p> <p>※ 外部パブリックスペースについては、上記に加え、施設と一体的に整備する空間形成の工夫や特徴を踏まえて具体的に記載。</p> <p>※ 附属病院については、入院患者数、外来患者数、手術件数などの増加や新たな医療需要への対応など、将来の変化に対応するための建築的工夫を具体的に記載。</p> <p>※ <u>将来的な維持に要する財源の確保状況</u>など、確実な予防保全が可能であることも具体的に記載。</p>
地域社会、 産業界との 連携	<p>※ <u>社会との接点</u>（地域、自治体、産業界など）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）、取組を支える施設整備等による特徴や工夫を具体的にわかりやすく記載。</p> <p>※ 地域、自治体、産業界については協力相手先の具体的な個別名称を記載するとともに、締結されている関連協定や要請事項などがある場合には名称とその内容を記載すること。</p>

「Ⅱ 全体評価」の考え方

1. 多様な財源による整備状況 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 過去5年間に多様な財源による施設整備の実績がない場合

2. 適正な事業執行 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合※¹
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合※¹
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合※¹
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(「過去3年間に2回提出」又は「直近1年間の顛末書※¹で当該事業が繰越※²」に該当するもの)

3. 施設に係る法令等の遵守 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間(平成29年度～令和元年度)※³に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間(平成29年度～令和元年度)※³に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合※¹
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合※¹※⁴

※¹ 原則、昨年7月から今年6月末までに判明したもの。

※² 翌債繰越(補正等を除く)、明許繰越(国債最終年度内に完了したものを除く)、事故繰越となったもの。

※³ 原則、3年に1度の報告義務があるため。

※⁴ PCB特別措置法に基づく行政処分、石綿飛散防止関係法令に基づく行政処分 等

上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

「イノベーション・commons」イメージ

「イノベーション・commons」とは

- あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが**共に創造活動を展開**(「共創」)できる空間
- **キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードが一体**となった「共創」の場
- 教育研究の**高度化・多様化・国際化**、**地域・産業界との連携・協力の推進**に貢献



学生同士のアクティブ・ラーニング



集中して学修できるスペース



文理融合した新たな教育



食堂でのランチミーティング



ICTによるコミュニケーション



国際寮における日常的な国際交流



研究室の枠を越えたコラボレーションを生み出すオープンスペース



他大学や企業等とのオープン・ラボ



セキュリティを確保した環境での企業との共同研究



地元企業との交流会



構内道路を活用した実証実験
出典: <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/topics/view/1182>



地域に開かれたキャンパス



屋外の交流空間

出典: http://shitsuyu.nyu.ac.jp/gakugai/shitsuyu/5kouji/koujiyohou/kaisyuu/28_tyuouhiroba_keizaikougitu2.pdf



地域への公開講座

出典: http://shitsuyu.nyu.ac.jp/gakugai/shitsuyu/5kouji/koujiyohou/ziesi_kouji.html



出典: <http://www.agr.kyushu-u.ac.jp/itocampus/photos/100811/agribiomap.gif>